第百四十四号

令和 二年四月十三日(月曜日)

同

同

:

#### ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… ○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス ○介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 ○生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に 出:..... 告 目 示 次 保高 政健 険 觸 福 策 福 同 同 同 同 課祉 課祉 : : = : : = : : より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に

#### ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師 に診察を行わせることができる精神科病院の認定…………

同

青森県告示第三百十九号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 示

次の指

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申

吾

川市歯科医院	小田医院	渡邊歯科医院	名
			称
三沢市中央町三丁目七の二三	の一上北郡六戸町大	むつ市旭町一の一〇	所
丁目七の二三	大字犬落瀬字前谷地	0	在
	地一九		地
二十二元	<b>=</b> == ==	二令 ·和 ·	年廃 月
元	궂	≡	日止

青森県告示第三百二十号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、

令和二年四月十三日

(障害福祉課) …

同

:

らど

課も

:

Ŧi.

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………  ○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……… ○介護保険法による介護医療院の開設許可……………… ○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防 ○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定………… ○介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退…

同同同

: : :

○介護保険法による介護老人保健施設の開設許可………… 

同同同

: 五

:

:

Æ.

青森県知事 三 村 申 吾

マエダ調剤薬局富野町	クのへじ矯正小児歯科かみきたデンタルクリニ	渡辺歯科医院	名
富野町店	児歯科ニッ		称
弘前市大字	上北郡野辺	むつ市旭町一の一〇	所
弘前市大字富野町二の一	上北郡野辺地町字鳴沢三六の一	<i>⊙</i>	在
			地
<b>÷</b>	"	三令 : 和 : -	年指月
_		_	日定

### 青森県告示第三百二十一号

号の規定により告示する。のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

<b>ポ式会社絵夢</b>	名称	事
四字三 七大戸	所主た	業
の二字小波田 市事部町大	在事務所の	者
いーション想訪問 看護 ス	名称	事
の大三	所	業
二二字小波田四七戸郡南部町大字	在地	所
二令 ·和	年	指
一 一 一	月日	定

## 青森県告示第三百二十二号

五条の三第二号の規定により告示する。
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申

吾

亦	亦	Þ	<i></i>		
変更後	変更前	5			
福祉	人社 福会 祉福				
の里	法	称			
○5 ○E の 言	自和 学田	の 所 在 地	業		
	東市 道大 一字	在事務地所	者		
ヨ記ンン	<b>≨十</b> 獲和 ス田 ♂訪	名	事		
	r 訪   問	称			
の田十 二字和 二横田	六一十 丁和 目田	所	業		
道一〇〇	一 三 の 三 の 三	在地	所		
二八・五・一	平成	年月日	変 更		

# 青森県告示第三百二十三号

の規定により告示する。の規定により告示する。の規定により告示する。)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担めている。)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担めてよるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担めてよる。の規定により告示する。

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申

吾

マエダ調剤薬局	スマイル薬局黒石店	名
富野町店	岩店	称
弘前市大字	黒石市ぐみの木	所
子富野町二の一	の木一丁目六七の五	在
		地
"	二令 和 三·	年指 月 日定
		1 2

### 青森県告示第三百二十四号

より公示する。のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定にのとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により、次

指定居宅サービス事業者

氏名 称 又は

所在地又は住

所の

名

称

所

在

地

年届廃 月出の日出の

年廃 月 日止

類スサ居

の1

種ビ宅

行居 さサー

事 業 所

オール 化式会社

目青四森

杯市青柳二丁

護訪

りシスへルプランパ

お门

四字大字 田一九の

の田柳

=令 和

=令 ・和

 $\equiv$ 

元

=

問 介

令和二年四月十三日

吾

青森県知事  $\equiv$ 村 申

氏名

称

合同会社サ 人沢朋会社会福祉は 合同会社は 定居宅サービス事業者 又 名は サ 法 所在地又は住っ 四の八五字角柄折字東平三戸郡階上町上 四字三の角戸八柄郡 字稲元三の二 五折字中東 平大 平大 所の 生活介護 類ビ居った。 訪問 訪問 看護 介護 種门 ターナ ンンへ 名 ンターサイハルパーセ 事居宅サージ ハセン 称 業業を行う 字弘和 二前三 二前三 所 五六〇目 1 日本 五西戸 帽元一の一三門市大字大沢 在 九町 の蒼 の蒼 地 二令 ·和 呼·  $\stackrel{=}{\cdot}$ 年指 月 日定

五.

青森県告示第三百二十五号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二 一項の規定により、 次の 同

令和二年四月十三日

青森県知事 三 申

村

吾

会法社 会人 三 恵 社	会法社 人会 光福 仁祉	会法社 人会 沢福 朋祉	会法社 人会 沢福 朋祉	組生津 合活軽 協保 同健	組生津 合活軽 協保 同健	組生津 合活軽 協保 同健	組生津 合活軽 協保 同健	ンテ介す株 2 l 護 1 ショスる社
赤川二九の四 九大畑町大	字竹立九を別内	字稲元三の二	字稲元三の二	二丁目二の一 田 田 田	二丁目二の一 田 田田 田	二丁目二の一 出 田 田 田	二丁目二の一 弘前市大字野田	の 一 な 前市大字水木 ○
浴訪 介問 護入	護訪 問 介	護通 所 介	護訪 問介	販祉特 売用定 具福	具福 貸祉 与用	護訪 問 介	護通所介	護訪 問 介
タ 護問延 声 と シ か ン か	る 老 人 表 人 表 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	はセサ駅 セント ビタ ビタースイ	業問白 所介 護 事訪	かセへ組生津 けンル合活軽 はタパ健協保 しー1生同健	かセへ組生津 けンル合活軽 はタパ健協保 しー1生同健	かセへ組生津 けンル合活軽 はタパ健協保 しー1生同健	タ介組生津 1護合活軽 虹セ健協保 ン生同健	ンテ介す株 2 l 護 1 ショスる社
一観音堂二五のむつ市大畑町	内字竹立九	一三 沢字稲元一の 一三 イラ大	二 沢字稲元三の 引 京 京 大 字 大	一 田二丁 目二の 目二の	一 田二丁 目二 の 目二の	一 田二丁 目二の 目二の	九 外 瀬 前 市 大 宇 田 二 の 一 田 二 の 一 田 二 の 一 田 二 の 一 田 二 の に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	八〇の一 松前市大字水 井水
元 : : : :	元・三・五	"	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	"	"	"	"	二二三五
"	"	"	"	"	"	"	"	11. 11. 11.

済 生 堂 人	会呉 社本 株式	嶋有 野商会 事社	トコス ス社	祉町法社 協社人会 議会六福 会福戸祉	プ法社 ル人会 メー祉	振社法社 興会人会 団福青福 祉森祉
町四一 五所川原市字新	三三の二つがる市木造曙	代町三四の一つがる市木造千	二番町一七の一十和田市東二十	三の九字犬落瀬字柴山大工郡六戸町大	八五の一一 字上吉田字長谷 一一 大	むの市十二林一
介所短 護療期 養入	護訪 問 介	護通 所 介	護訪 問介	浴訪 介問 護入	介所短 護生期 活入	護通 所 介
増田病院	れシスへ もシ く 	タスイつ ーセーン ンビデ	ス ア サ ー ビ ケ	祉町法社 協社人会 議会六福 会福戸祉	ルム老特 メム人 トポー プー 護	セサ金 か か り ビ デ イ く
新町四一	有楽町一五の五の	一 吹原 の の の の の の の の の の の の の	一 大 の 二 二 一 本 田 市 一 本	柴山三の九 大字犬落瀬字 の九 宇町	一長谷八五 大字上 八五 五 日 田 二 二 円 町	丁目二○の一
	ニ・ニ・六	יוי וויוו	二 二 三 四	ii• ii•ii※	-   -      -      -   -   -   -   -	ニ・ニ・糸
"	"	"	"	11. 11.111	二· 三· 四	ニ・ニ・ニベ

## 青森県告示第三百二十六号

条第二号の規定により公示する。 条第二号の規定により公示する。 全改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により次の指こので、同法第百十五の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定により、の規定により、所見第百三十条の一種康保険等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申

吾

## 青森県告示第三百二十七号

恩 室 索 法 人

字石川九七 弘前市大字石川

工藤医院

字石川九七 公前市大字石川

三二三三

済医療 生産 送人

町四一 五所川原市字新

増田病院

町四一 五所川原市字新

<sub>二</sub>令 三和 三 三

二令 干和 三·三 氏名 称 又は

所在地又は住所主たる事務所の

名

称

所

在

地

年届辞 月 退 日出の

> 年辞 月 日退

の 開 設 者指定介護療養型医療施設

介護

療養型医

療施

設

の規定により公示する。のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により、次の規定により、次

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社サ	人沢朋会福祉法	氏名 称 又 名	事定介護
四の八五 字角柄折字東平 三戸郡階上町大	字稲元三の二	所在地又は住所主たる事務所の	学 者
訪問 看 護 形	生短介 活期 済 入 護 所 防	のサーク	護
ターサイン	所は 活か 護事 業生	名称	行護予防力
二五六〇 前西一丁目九の 三戸郡階上町蒼	字稲元一の一三	所 在 地	事 業 所サービス事業を
二 五 一	三令 · 和 · ·	年月日	指定

## 青森県告示第三百二十八号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次

青森県告示第三百二十九号

公示する。

おり介護老人保健施設の開設を許可したので、

同法第百四条の二第一号の規定により

次のと

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、

令和二年四月十三日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

( 名 所在地又は住所なります。) がおります おおります おいま おいま おいま おいま おいま おいま からま おいま おいま からま からま からま からま からま からま からま からま からま から	事業 業者				
種ビ類ス	防介 サ護 ー予				
名	事介				
称	業護を予				
所	行防				
在	事ー業ビ				
地	所ス				
年后 月 日日	国廃 止 出の				
年廃 月 日止					

氏名

所在地又は住所主たる事務所の

名

称

所

在

地

年許

月 日可

ね五の一二五 三戸郡南部町大

設なんぶ 介護老人保健施

三二の一 字沖田面字千刈 三戸郡南部町大

<sub>二</sub>令 ・和 呼・

称 又 名は 介護老人保健施設の開設者

介 護

老

人

保

健

施 設

祉町法社 協社人会 議会六福 会福戸祉	済医 生 生 生 人	プ法社 ル人会 メ ー 社	組生津 合活軽 協保 同健	組生津 合活軽 協保 同健	氏名 称 又は 名は	事定介護
三の九 字犬落瀬字柴山 大 変 り 大 変 り 大 変 り 大 変 り た り り り り り り り り り り り り り り り り り	町四一 市字新	八字上 五の一十 一一 一一 一 一 一 天 一 一 一 天 天 一 一 一 天 大 一 大 一	二丁目二の一 田 田 田	二丁目二の一 田 田田 田	所在地又は住所主たる事務所の	業者で
護入防介 浴訪護 介問予	養入防介 介所短護 護療期予	活入防介 介所短護 護生期予	具福護特 販祉予定 売用防介	与用防介 具福護 貸祉予	種ビ 類ス の	防介 サ護 ー予
祉町法社 協社人会 議会六福 会福戸祉	増田病院	ルム老特 メ人 ト オ オ 養 護	かセへ組生津 けンル合活軽 はタパ健協保 しー1 生同健	かセへ組生津 けンル合活軽 はタパ健協保 しー1生同健	名称	事介 業 ぎ そ
柴山 大北郡 三の 九字 下 変 東町	新町四一 市字	一長谷八五 人子上 大字上吉田 一字 一字町	一 田二丁目二の 引 ・ 日二の	一 田二丁 目二 の 明 ・ 大字 野	所在地	行う事業所
ニ・ニ・ニ	ii. ii.iii	二 二 三 四	"	二 宁和 二: 三	年 月 日 出	止
"	11. 11.11.11	二· 三· 四	"	二 令 和 三: 三	年月日	

る。 長老会福祉法人

#### 青森県告示第三百三十号

り介護医療院の開設を許可したので、同法第百十四条の七第一号の規定により公示す 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百七条第一項の規定により、 次のとお

令和二年四月十三日

青森県知事
三
村
申
吾

会療法人恩幸	氏名 称 又は	介護医療	
字石川九七 弘前市大字石川	所在地又は住所主たる事務所の	院の開設者	
介護医療	名	介	
院くど	称	護医	
字弘 石前	所		
川市 九大 七字	在	療	
岩川	地	院	
二令 ・和 呼 一	年許 月 日可		

青森県告示第三百三十一号

定により公示する。 児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項の規定により、小

令和二年四月十三日

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

三 村

青森県知事

申 吾

いちい薬局弘前北横町店	マエダ調剤薬局富野町店	名
		称
弘前市大字业	弘前市大字宮	所
北横町五〇6	富野町二の	在
<i>の</i> ニ	1	地
"	二令 :和	年指
	型 •	月日中
	_	日定

### 青森県告示第三百三十二号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

人あーるど	名称	事 定 障 害
の一三 稲実字稲葉三八 五所川原市大字	所 在 地	業福祉サービス
援 助 生 活	種り類と	ナ障   害福   衣祉
ホームえん グ ル ー プ	名称	事害福祉
七の二 漆川字鍋懸一四 五所川原市大字	所在地	業 所
二令 ·和 吧 一	年月	指定
	あーるど   の一三   援助   ホームえん   七の二   三・会福祉法   五所川原市大字   共同生活   グ ル ー プ   五所川原市大字   令和	あーるど の一三 援助 ホームえん 七の二 ニ・四会福祉法 稲実字稲葉三八 援助 ホームえん 七の二 本川字鍋懸一四 ニ・四

## 青森県告示第三百三十三号

の二十五第一号の規定により公示する。 より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定に

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申

吾

ぱんぐあっ 合同会社ぶ	人あーるど	名称	指定障害児
一六の四三十和田市稲生町	の一三 稲実字稲葉三八 五所川原市大字	の 所 在 地	2通所支援事業者
"	ビデイサー 大課後等		
でぃあ ぱ 課 後 サ	ンター アップセ セ	名称	行 に に に に に に に に に に に に に
二四番町一〇東	七漆五の二字鍋原市・懸・	所在	事業
の二 二十 ″	一大 四字 二令 ·和	地 ————————————————————————————————————	所を 指
	·和 呼 一	月日	定

青森県告示第三百三十四号

があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。 により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の二十第四項の規定

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

田市 在 二木
の造し

青森県告示第三百三十五号

できる精神科病院を次のとおり認定した。 十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることが 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二 病院 同組合藤代健生 活協

弘前市大字藤代一

丁目一二の

"

"

湊病院 医療法人清照会

場七の一五八戸市大字新井田字松山下野

"

"

**芙蓉会病院** 医療法人芙蓉会

青森市大字雲谷字山吹九三の

"

"

が丘病院青森県立つくし

の九二

令 和

=

ᄪ

\_

令和

垂

**≕ =** 

名

称

所

在

地

指定年月日

指 定

期

限

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申

吾

青森県告示第三百三十六号

病院 同組合藤代健生 強生活協

弘前市大字藤代二丁目一二の

令 和

 $\stackrel{=}{\cdot}$ 

ᄪ

\_

令和

五.

**≕ ≡** 

名

称

所

在

地

認定年月日

認

定

期

限

十三条の七第一項の規定により、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 応急入院指定病院を次のとおり指定した。 (昭和二十五年法律第百二十三号) 第三

令和二年四月十三日

青森県知事 三 村 申

吾

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)